

ご注意

	()	所在地	〒012-3456
--	-----	-----	-----------

特別徴収義務者 指 定 番 号	12345678
--------------------	----------

「知名番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された宛先番号と
「勤動・再就職等」により異動した勤務先で引き続き特別徴収を行う場合を
「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せ
た新勤務先では中段の「特別徴収継続の場合」を記載し、一月一日現在の住所（市町村）に
移動した場合、一月一日から四月中までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収するこ
とが義務づけられています。
出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いしています。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を
「市民税 県民税納税管理人申告（承認申請）書」を提出するよう対象者に指導してください。受給者番号の記載が必須となります
「市民税の事業所が税額通知書（納税義務者用）」の受け取りを電子データで希望している場合、

※最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願
い。本人から番号の提供を受け記載してください。

「個人番号」の欄に記入してください。

フリガナ	タカサキ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
氏 名	高崎 太郎						
生年月日	昭和55 年 1 月 1 日						
個人番号							
受給者番号	1234	140.000 円	6 月分から	9 月分から	×× 年 8 月 31 日	2 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 金償還 7. 事業 ()	1 1. 特別徴収継続 一括徴収 右から 番号を 記入
1	〇〇県××市△△3-2-1		8 月分まで	5 月分まで			

転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、
「号」は前勤務先では記入しないでください。

特別徴収を新勤務先で継続して行う場合には、
税額を引き継いでください。

異動後の転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、
「個人番号」は前勤務先では記入しないでください。

特別徴収を新勤務先で継続して行う場合には、
税額を引き継いでください。

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	81726354	新規	法 人 番 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新しい勤務先では、月割額 11,600 円を		
	所 在 地	〒654-3210 △△県○○市××2-3-4			担 当 者 連 絡 先	所 属	庶務課人事担当													9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入します。		
	フリガナ	マルバツフドウサン カフシキガイシャ				氏 名	特 徴 進															
	氏名又は名称	○×不動産 株式会社				電 話	111-111-1111 内線 (4567)															
	受給者番号	5432																	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

新しい勤務先では、月割額 11,600 円を
9月分（翌月10日納入期限分）から
 徴収し、納入します。

理由	☐ 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定額	新勤務先で特別徴収を開始する月とその月割額を記入します。	左記の一括徴収した税額は、 月分（ 月 日納入期限分）で 納入します。
			月	日	円

新勤務先で特別徴収を開始する月と
その月割額を記入します。

左記の一括徴収した税額は、
月分（月 日納入期限分）で
 納入します。

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	市 町 村 記 入 欄

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。

記載例B 一括徴収（未徴収税額を退職手当等から一括徴収）の場合

給特 与 支 払 報 告 収 入 に係る給与所得者異動届出書

「注意」

4 3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。通勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収された場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では中段の「特別徴収税額返還の場合」を記載し、一月一日現在の住所（「課税地」の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日まで間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することにより義務づけられています。出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくよう願います。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め、市民税・県民税納税管理人申告書（承認申請）書）を提出するよう対象者にご指導ください。転勤先の事業所が税額通知書（納税義務者用）の受け取りを電子データで希望している場合、受給者番号の記載が必要となります。受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字（「／」等）を使用していた場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給
特

与
別

支
払

徴
報

告
収

に係る給与所得者異動届出書

※市町村
処理欄

1. 現年度
特徴継続
別事業所
課税権無

普徴
処理済
資料無

2. 新年度
別事業所
処理済
コピー済

3. 前年度

××年○○月△△日提出

(宛先)高崎市長

〔
給与支払者
特別徴収
義務者
〕

所在地
〒012-3456
〇〇県××市△△123-4

フリガナ
カフシキガイシャ マルバツショウジ

氏名又は名称
株式会社 ○×商事

個人番号
又は法人番号

11111111111111
←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号
12345678

宛 名 番 号
123

担 連
当 絡
者 先

所 属
氏 名
電 話

人事課人事労務係
特徴 花子
000-000-0000
内線(1234)

給
与
所
得
者

フリガナ
タカサキ タロウ

氏 名
高崎 太郎

生年月日
昭和55 年 1 月 1 日

個人番号

受給者番号
1234

1月1日現在の住所
〇〇県××市△△3-2-1

異動後の住 所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動
年 月 日

異 動 の 事 由

異動後の未徴収
税額の徴収方法

6 月分から
8 月分まで

9 月分から
5 月分まで

×× 年
8 月
31 日

1
1. 退職・長期欠亡
2. 転職・不期散他
3. 死 少額・解 他
4. 支払併 的
5. 合併 的
6. 合 併 的
7. そ の 理由
右から番号を記入

2
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)
右から番号を記入

140.000 円
35.600 円
104.400 円

1. 特別徴収継続の場合		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。		新しい勤務先では、月割額 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号				月分(翌月10日納入期限分)から
	所 在 地	〒			
	フリガナ				徴収
	氏名又は名称				受給者
			(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります	
				納入書 (新規の場合)	要

2. 一括徴収の場合			徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (10月10日納入期限分) で 納入します。
理由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20 日	104,400 円			

理 由	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。

記載例C 普通徴収（退職等の異動で未徴収税額を個人で納付）の場合

4321

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
新勤務先では中段的の「特別徴収継続の場合」を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め
「市民税・県民税納税通知書（納税義務者用）」の受け取りを電子データで希望している場合、受給者番号の記載が必須となります。
受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字（「／」等）を使用していた場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給
特
与
別
支
払
報
告
収
に
係
る
給
与
所
得
者
異
動
届
出
書

※市町村
処理欄

1. 現年度
特徴継続
別事業所
課税権無
2. 新年度
普徴
処理済
資料無
3. 両年度
別事業所
処理済
コピー済

〒012-3456
〇〇県××市△△123-4
カマシキガイシャ マルバツショウジ
株式会社 ○×商事
11111111111111
←個人番号の記載に当たっては、
左端を空欄とし右詰めで記載

××年〇〇月△△日提出
(宛先) 高崎市長

特別徴収
義務者
給与支払者

所在地
フリガナ
氏名又は名称
個人番号
又は法人番号

特別徴収義務者
指定番号
宛名番号
担連
当絡
者先
所属
氏名
電話

12345678
123
人事課人事労務係
特徴 花子
000-000-0000
内線 (1234)

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
受給者番号
1月1日
現在の住所
異動後の
住所

タカサキ タロウ
高崎 太郎
昭和55 年 1 月 1 日
1234
〇〇県××市△△3-2-1

(ア)
特別徴収税額
(年税額)
(イ)
徴収済額
(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)
異 動 日
異 動 の 事 由
異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

140.000 円
35.600 円
104.400 円
×× 年
8 月
31 日
1. 退 職
2. 転 職
3. 休 職
4. 死 亡
5. 支 払 少 額
6. 合 併
7. そ の 他
事由・理由
3
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収義務者
指 定 番 号
所 在 地
フリガナ
氏名又は名称
8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から普通徴収に変更する場合。
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6 月から翌年 5 月分)
(イ) 徴収済額 35,600 円 (6 月から 8 月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9 月から翌年 5 月分)
↑
普通徴収税額
右から
番号を
記入
1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合
理 由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日
徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
月 日 円
左記の一括徴収した税額は、
月分 (月 日納入期限分) で
納入します。

3. 普通徴収の場合
理 由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
3. 死亡による退職であるため
※市町村
記入欄

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。